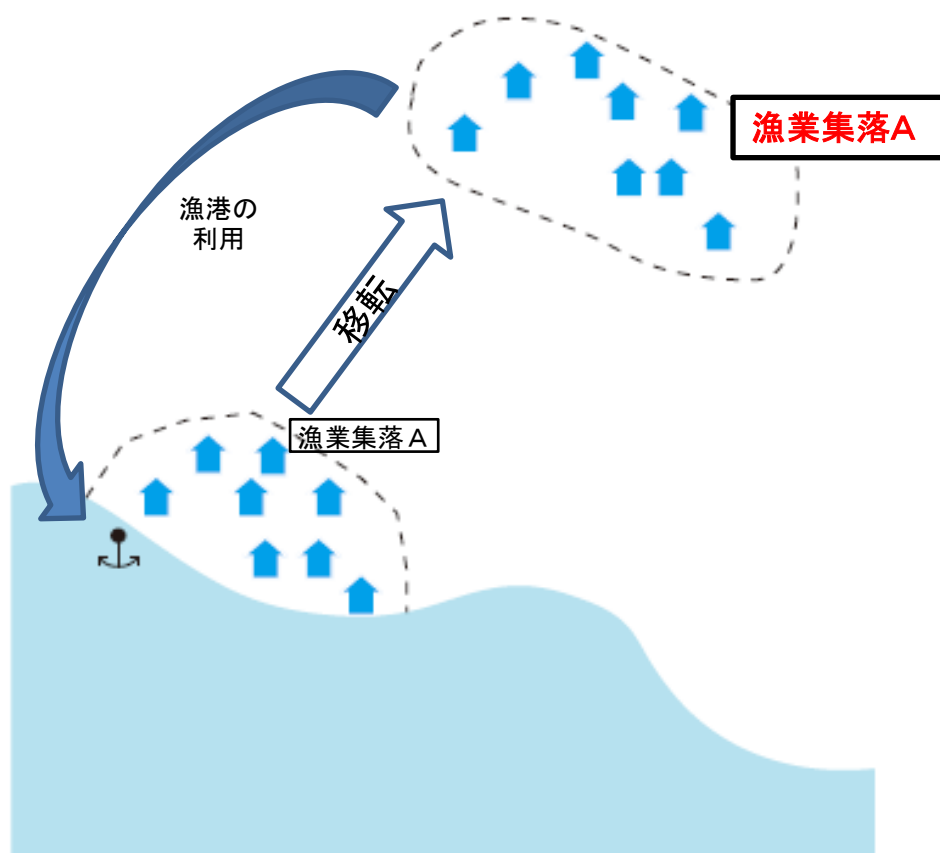


漁業地区・漁業集落について

		2008 年	2013 年	2018 年（案）
漁業地区	（定義）	市区町村内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。	同左	同左
	（範囲の設定）	2003 年の範囲を利用。 （連続性を持つ集計単位として利用するため、2003 年漁業センサス時に設定した範囲を固定。）	2003 年の範囲を利用。	2003 年の範囲を利用。
	（東日本大震災への対応）		東日本大震災の被災により、仮設住宅等に転居したまま、漁業経営を行っている漁業経営体については、元の漁業地区として取り扱う。	東日本大震災の被災により、仮設住宅等に転居したまま、漁業経営を行っている漁業経営体については、元の漁業地区として取り扱う。 <u>実態に合わせて、漁業地区の見直しを行う。</u>

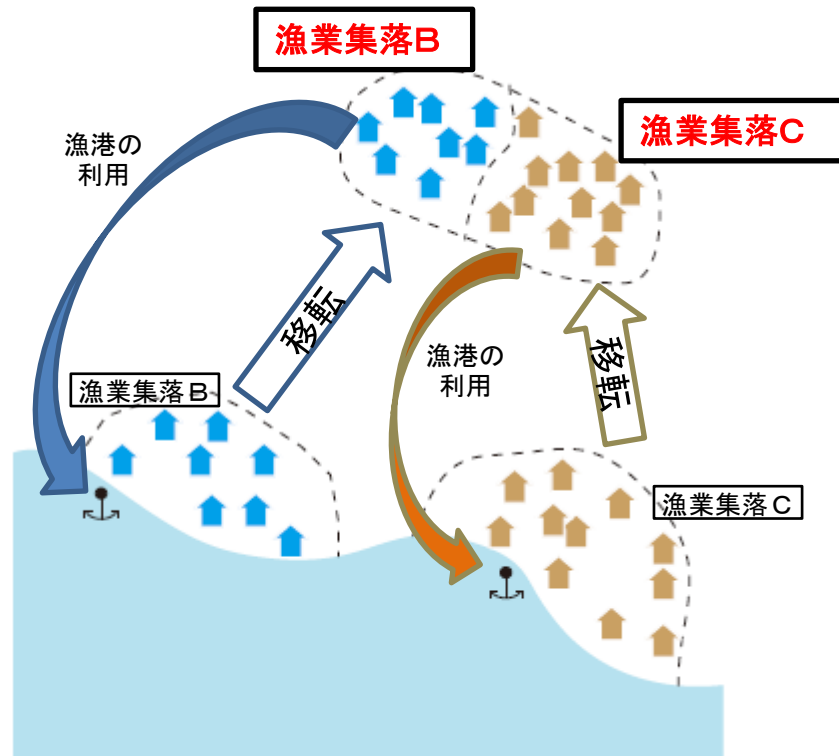
		2008 年	2013 年	2018 年（案）
漁業集落	（定義）	漁業集落とは、漁業地区の一部において、漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯が居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいて区切った範囲。	同左	同左
	（範囲の設定）	2003 年の範囲を利用。 （連続性を持つ集計単位として利用するため、2003 年漁業センサス時に設定した範囲を固定。）	2003 年の範囲を利用。	2003 年の範囲を利用。
	（東日本大震災への対応）		東日本大震災の被災により、仮設住宅等に転居したまま、漁業経営を行っている漁業経営体については、元の漁業集落として取り扱う。	東日本大震災の被災により、仮設住宅等に転居したまま、漁業経営を行っている漁業経営体については、元の漁業集落として取り扱う。 なお、高台移転により漁業集落が移転等されている場合は、以下のとおり取り扱う。 ○ 漁業集落がそのまま高台移転した場合は、従来どおりの漁業集落として取り扱う。（事例 1） ○ 複数の漁業集落が集まって高台移転した場合で、これまでどおりの漁業集落として分離できる場合は、従来どおりの漁業集落として取り扱う。（事例 2） ○ 複数の漁業集落が集まって高台移転した場合で、これまでの漁業集落として分離できない場合は、漁業経営体が 4 経営体以上あれば、特例として新たに漁業集落を設定する。（事例 3） ○ 漁業集落が複数カ所に高台移転した場合、1 カ所で漁業経営体が 4 経営体以上の場合は、特例として新たに漁業集落を設定する。漁業経営体が 4 経営体未満の場合は漁業集落を設定しない。（事例 4）

事例1：漁業集落Aがそのまま高台へ移転し、以前から利用していた漁港を利用している場合



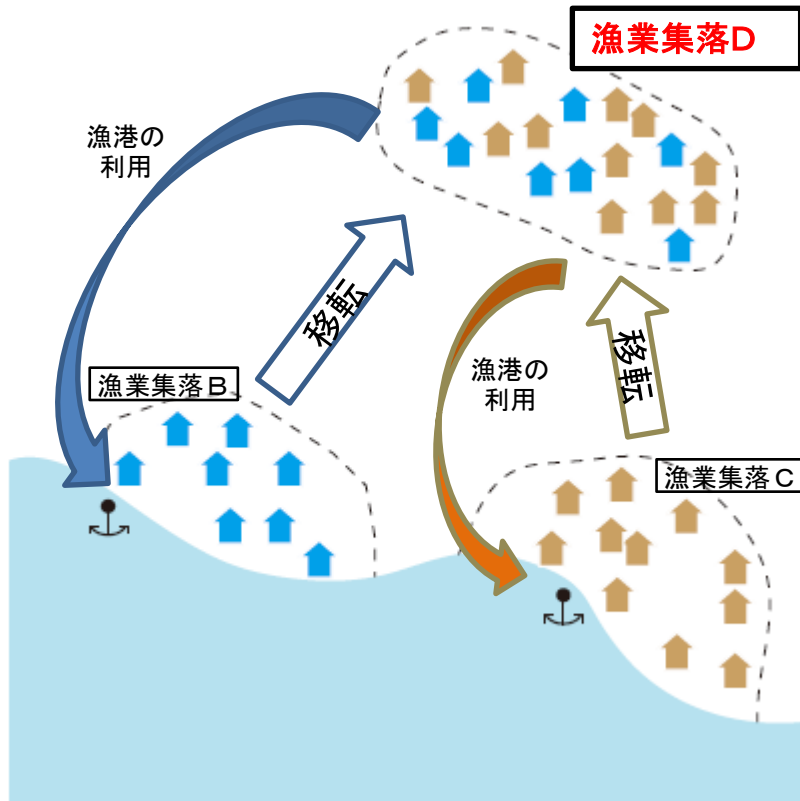
漁業集落が、そのまま高台移転したことから、従来どおりの漁業集落Aとして取り扱う。

事例2： 漁業集落B、Cが1カ所に高台移転し、それぞれが以前から利用していた漁港を利用している場合（元の集落として分離が可能な状況）



複数の漁業集落が集まって高台移転したが、これまでどおりの漁業集落として分離できることから、従来どおりの漁業集落B、Cとして扱う。

事例3：漁業集落B、Cが1カ所に高台移転し、それぞれが以前から利用していた漁港を利用している場合（移転先で住居が混在し、元の漁業集落の分離が不可能）

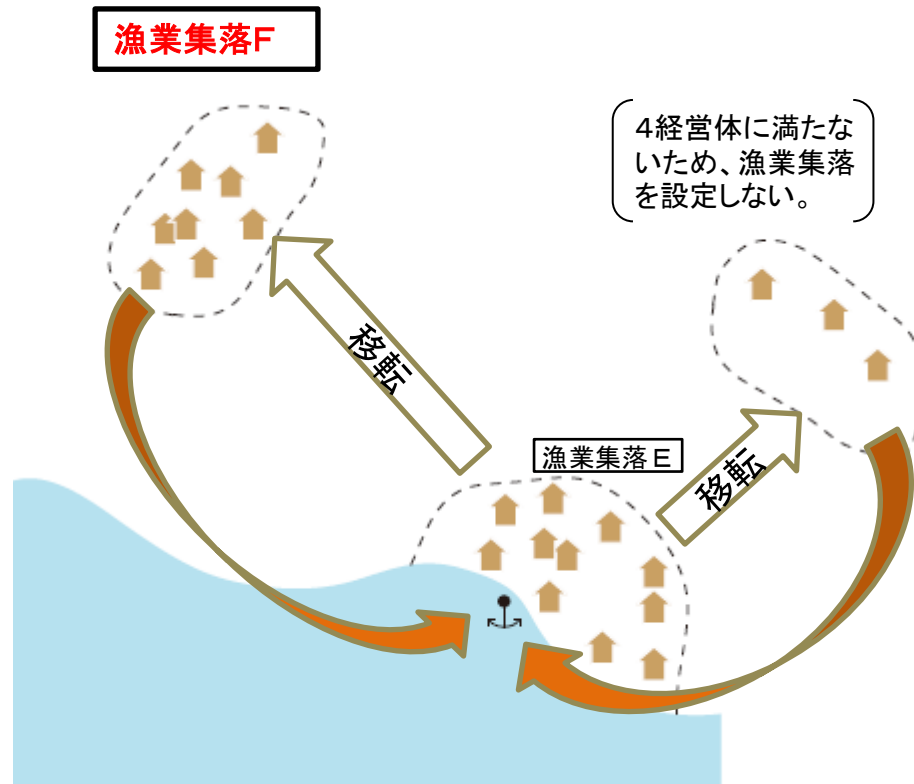


複数の漁業集落が集まって高台移転したが、住居が混在してしまい、これまでの漁業集落としての分離が不可能で、漁業経営体が4経営体以上の場合、特例として新たに漁業集落を設定する。

漁業集落の設定要領（2003年漁業センサス）

漁業経営体が4経営体以上の場合、社会生活面の一体性が保たれていると判断

事例4：漁業集落Eが複数力所に分かれて高台移転し、以前から利用していた漁港をそのまま利用している場合



漁業集落が複数力所に分かれて高台移転等した場合は、1力所で漁業経営体が4経営体以上の場合、特例として新たに漁業集落を設定する。

なお、1力所で漁業経営体が4経営体未満の場合、漁業集落を設定しない。